

春日都市河川・下水道事業調整協議会要綱

(設置)

第1条 ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、市内の浸水被害を軽減するため、市及び県が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるよう、河川と下水道事業間の調整を行うことを目的として、春日都市河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、本部会及び検討部会をもって組織する。

(本部会の所掌事務)

第2条 本部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握に関すること。
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討に関すること。
- (3) 河川・下水道事業実施計画の調整及び進度の調整等に関すること。
- (4) 新方川・会之堀川流域における浸水被害軽減プランにおけるソフト部門の取組みに関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めた事項

(本部会の組織)

第3条 本部会は、別表に掲げる機関で構成する。

(本部会の会議)

第4条 本部会の会議は、建設部河川課長が招集する。

(意見聴取等)

第5条 本部会は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第6条 検討部会は、第2条第4号に係る事務を円滑に処理するため、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 危険情報周知の対策に関すること。
- (2) 地域における水防活動強化の取組みに関すること。
- (3) まちづくり、住民及び民間企業における水害対策への取組みに関すること。
- (4) 事業実施計画、事業進度の調整及び事業進度の管理に関すること。
- (5) その他検討部会が必要と認めた事項

2 検討部会は、別表に掲げる機関及び自主防災組織で構成する。

- 3 検討部会の会議は、建設部河川課長が招集する。
- 4 検討部会は、審議のため必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求める、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
(資料及び議事の公表)

第7条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部河川課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部会又は検討部会の運営に関し必要な事項は、本部会又は検討部会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。
(春日部市河川・下水道事業調整協議会要綱の廃止)
- 2 春日部河川・下水道事業調整協議会要綱（平成26年5月2日制定）は、廃止する。

別表（第3条、第6条関係）

埼玉県	県土整備部	河川砂防課
		越谷県土整備事務所
		総合治水事務所
	下水道局	下水道事業課
春日部市	建設部	河川課
	市長公室	防災対策課